2026年11月13日

各　位

会社名　株式会社 Orchestra Holdings
代表者名　代表取締役社長　中村　慶郎
（コード番号：6533　東証プライム市場）
問合せ先　取締役 CFO　五代儀　直美
（TEL. 03－6450－4307）

プライム市場の上場維持に向けた取組の継続及びスタンダード市場への市場区分変更の並行準備に関するお知らせ

当社は、中長期的な企業価値の向上に向けた取組の一環として、プライム市場における上場維持を目指し、2023年3月27日にプライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画書を提出し、直近では2026年3月31日に「プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況」（以下「進捗状況開示」といいます。）を開示しております。

また、進捗状況開示においてもお知らせしておりますとおり、改善期間内に上場維持基準への適合が確認できない場合に備え、並行して株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）スタンダード市場への市場区分変更申請に向けた準備を進めてまいりましたが、本日開催の取締役会において、2026年11月16日付で同市場への市場区分変更申請（以下「本申請」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本申請は、改善期間内にプライム市場の上場維持基準への適合が確認できない場合に備えた対応であり、プライム市場における上場維持を目指す当社の方針に変更はありません。

記

1. 上場維持基準への適合状況及び取組状況

進捗状況開示に記載のとおり、当社は2025年12月31日時点において、プライム市場の上場維持基準のうち「流通株式時価総額」に適合しておらず、2026年12月31日までの改善期間に入っております。

進捗状況開示以降、当社は、プライム市場の上場維持基準への適合に向けて、当期において主に以下の取組を進めております。

① 株主還元の拡充：当社株式への投資魅力を一層高め、より多くの株主の皆様に当社株式を保有いただくとともに、中長期的にご支援いただける株主層の拡大を図ることを目的として、株主還元を拡充しております。具体的には、2026年12月期の期末配当予想を1株当たり50円に増額修正するとともに、株主優待制度を拡充し、200株以上を保有する株主様にはデジタルギフト35,000円分、1年以上継続保有の株主様には同36,500円分（いずれも上場10周年記念株主優待20,000円分を含みます。）を贈呈することといたしました（注1）。

② M&Aを活用した事業拡大：請負開発・ラボ型開発・オフショア開発を中心としたシステム開発事業を展開する株式会社SALTOを連結子会社化し、DX事業における顧客ニーズへの対応力の強化並びに案件対応領域の拡大及び収益基盤の強化を図っております（注2）。

③ 成長基盤の強化及び収益性の向上：上場子会社である株式会社Sharing Innovationsを株式交換により完全子会社化することを決定いたしました（効力発生日：2026年11月30日予定）（注3）。また、同社を中心としたDX事業の統合等の組織再編（効力発生日：2026年12月1日予定）を行うことにより、グループの成長基盤の強化及び経営効率化による収益性の向上を進めております（注4）。

このような取組の結果、当社の株価は2025年12月30日の終値1,116円から、2026年11月12日の終値

2,278 円まで上昇しております。当社は、これらの施策が流通株式時価総額の向上に着実に寄与しているものと認識しており、上場維持基準への適合に向けて、一層の企業価値向上に努めてまいります。

なお、2026 年 12 月 31 日時点における適合状況は、同日時点の株券等の分布状況等に基づき東証が判定するものであり、判定結果を確認した時点で速やかにお知らせいたします。

（注 1）2026 年 11 月 10 日付「上場 10 周年記念株主優待の増額及び今後の株主還元に関するお知らせ」
https://ssl4.eir-parts.net/doc/6533/tdnet/2910199/00.pdf

（注 2）2026 年 5 月 27 日付「SALTO の株式取得（連結子会社化）に関するお知らせ」
https://ssl4.eir-parts.net/doc/6533/tdnet/2823690/00.pdf

（注 3）2026 年 8 月 25 日付「株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」
https://ssl4.eir-parts.net/doc/6533/tdnet/2877759/00.pdf

（注 4）2026 年 10 月 13 日付「グループ組織再編（連結子会社間の吸収合併及び吸収分割）に関するお知らせ」及び同日付「グループ組織再編に関するお知らせについての補足資料」
https://ssl4.eir-parts.net/doc/6533/tdnet/2893933/00.pdf
https://ssl4.eir-parts.net/doc/6533/tdnet/2894042/00.pdf

2. 市場区分変更申請について

（1）申請の目的及び位置づけ

改善期間内に上場維持基準への適合が確認できない場合においても、株主の皆様が安心して当社株式を保有・売買できる環境を確保するため、バックアッププランとして、2026 年 11 月 16 日付でスタンダード市場への市場区分変更申請を行うことといたしました。本申請は、プライム市場の上場維持基準への適合が確認できなかった場合に、スタンダード市場へ円滑に移行するための措置であり、当社は引き続きプライム市場における上場維持を目指してまいります。なお、改善期間の終了に先立って本申請を行うのは、適合状況の確認後、速やかに当社株式の上場市場が確定するよう、あらかじめ手続を進めておくためです。当社試算では、現時点において、スタンダード市場の市場区分変更に係る形式要件（株主数、流通株式数、流通株式時価総額及び流通株式比率等）をすべて充足しております。

（2）申請後の取扱い

本申請後、当社株式は引き続きプライム市場に上場しております。プライム市場の上場維持基準への適合が確認された場合には、本申請を取り下げ、プライム市場における上場を継続する予定です。一方、適合が確認できなかった場合には、東証による審査を経て、スタンダード市場へ移行する予定です。なお、東証による適合状況の確認には一定の期間を要することから、改善期間の終了後、東証による適合状況の確認又は審査が完了するまでの間、当社株式は監理銘柄（審査中）に指定される見込みです。当該指定は、プライム市場に残留する場合及びスタンダード市場へ移行する場合のいずれにおいても、確認又は審査の期間中に行われる手続上の措置であり、指定期間中も当社株式の売買は通常どおり行うことができます。

当社は、上場する市場区分にかかわらず、資本コストや株価を意識した経営、コーポレート・ガバナンスの充実及び資本市場との対話に継続して取り組んでまいります。

本申請の取下げ又は東証による審査結果その他本件に関し開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以　上